

### 埼玉県報

第 2 4 3 1 号 平成24年10月9日 火 曜 日

#### 目 次

#### 告示

- 埼玉県税務システム機能保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 鳥獣保護区の期間更新(自然環境課)
- 鳥獣保護区の期間更新(自然環境課)
- 〇 鳥獣保護区の期間更新(自然環境課)
- 鳥獣保護区の期間更新(自然環境課)
- 鳥獣保護区の期間更新(自然環境課)
- 〇 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 〇 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 〇 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 〇 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 〇 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- III
- 〇 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 特定猟具使用禁止区域の期間更新(自然環境課)
- 指定猟法禁止区域の指定(自然環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 一般国道254号の区域変更(本庄県土整備事務所)
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センターの高速X線CT装置の調達に関する落札者等の公示(経営管理課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

埼玉県告示第千三百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県税務システム機能保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年7月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額 35,999,880円

項第2号に該当

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1

埼玉県告示第千三百四十九号

更新について)に係る奥橋立鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。 八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十七号(鳥獣保護区の 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

奥橋立鳥獣保護区

二区域

平成五十七年埼玉県告示第千六百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千三百五十号

更新について)に係る鷲宮神社鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。 八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十八号(鳥獣保護区の 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

鷲宮神社鳥獣保護区

二区域

平成四年埼玉県告示第千四百五十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千三百五十一号

新設について)に係る玉川村川の広場鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。 八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十三号(鳥獣保護区の 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十

埼玉県知事 上田

清

司

一 名称

平成二十四年十月九日

玉川村川の広場鳥獣保護区

二区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千三百五十二号

新設について)に係る横瀬鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。 八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十四号(鳥獣保護区の 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

横瀬鳥獣保護区

二区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

埼玉県告示第千三百五十三号

新設について)に係る仙元山公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。 八条第七項の規定により、平成十四年埼玉県告示第千九百四十五号(鳥獣保護区の 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

仙元山公園鳥獣保護区

二区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

# 埼玉県告示第千三百五十四号

五 1条第一 鳥獣 の保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化に関 次の とお IJ する法律 特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十 八号)

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

熊谷相上・玉作特定猟具使用禁止区域(銃

### 二区域

大里八 同地点 至り 同広 ち南 み 和田吉野川 上に沿って北 点 点 同 谷 [線と 六号線と から同市道に沿っ 延長線上に沿って南 Ш 熊谷 ち西南西に から同市道に沿っ 右岸河 域農 東に 大里比企広域農 から同 の 同 .百六号線の交点 の 市 |交点 !進み、 接点 交点 相上 道に沿って の Щ 左岸河川 交点に (に至り、 に進み、 境界と を起点 地 進 から熊谷市道大里千一号線に沿っ 右岸河川 熊谷市 み 内に | 境界と 至 北 て て の ع 道との交点を経てさら 起点に至る お に進み、 ij Ų に 熊谷市道大里千一号線と熊谷市道大里 から南に延長 境界に沿っ 東に進み、 南に進み、 道大里八百十二号線の延長線との交点に至り、 交点に至り、 同地点から しし 進み、 ζ 同交点 同地点 の交点 \_ 線 熊 級 然に至り、 て東に 大里比企 同 級 で か 熊谷市道大里八百十一号との交点に至り、 谷市道大里八百十二号線との接点 か 河 ら北に 市道に 河川 同地点 ら同 井 Ш した直線と まれ 和 進み、 県 田吉野 和田吉野川右岸河川境界と <sup>不</sup>道に沿っ 延長 沿っ た区 同地点 広域農道との に同左岸河川 から同右岸 て北に 域 て 北 に 熊谷市道大里千一号線と熊谷市 Ш の交点に至り、 U  $\frac{1}{1}$ た 直 左岸河川 から同左岸境界に沿っ て 進み、 河 線に沿って進 進 南 境界に み に進 交点に至り、 Ш • 境界に 五へ 境界と 熊谷市 熊谷市 み 八百六号線の 沿っ 同地 ク 沿っ タ て西の (に至り、 道大里六百 道大里七百 点 の 級 同地点 て東北 河川 県道 から 同地点 交点に至り て 西に 同直 ち北 交点 和 胄 河 同 か 東 か 同 田 Щ 線 地 5 地 西

### 三 存続期間

平成二十四年十一月 日 から平成三十四年十月三十 日まで

# 四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百五十五号

五条第一項の規定により、 鳥獣 の保護及び狩猟の適正化に関する法律 次の とおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十八号)

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

北足立特定猟具使用禁止区域(銃

二区域

以下同じ。) に沿って南東に進み、 地点から同管理用道路を北東に進み、 に進み、 千五十八号線との交点に至り、 道との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、 管理用道路との交点に至り、 企郡吉見町との境界に沿って北西に進み、 を結ぶ管理用道路を南東に進み、 たい沿っ <u>ک</u> 0 旧) 北足立郡吹上町(平成十七年十月一日の合併以前の (旧)鴻巣市 境界との交点に至り、 て 南 同市道と鴻巣市道吹千九十三号線を結ぶ管理用道路との交点 と比企郡吉見町の境界との交点を起点とし、 に進み、 (平成十七年十月一日 起点に至る線で囲まれた区域。 同市道の終点と(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹上町との 同地点から(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹上町との 同地点から同管理用道路に沿っ 同地点から鴻巣市道吹千五十八号線に沿って北 同管理用道路と(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹 同市道との交点に至り、 の合併以前の鴻巣市をいう。 鴻巣市道吹千五十五号線と荒川を結ぶ 北足立郡 同地点 同市道と鴻巣市道吹 て北東に進み、 同地点 から鴻巣市と比 吹上町をいう。 以下 に至り、 から同市 同じ。 同市 境界 同 東

従前 なお、 のとおり 北足立特定猟具使用禁止区域(銃)のうち、 とする。 (計四万五千八百九・ 九ヘクター 鴻巣市を除く ル 区域に つ L١ ては

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百五十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

埼葛特定猟具使用禁止区域 (銃)

二区域

八潮市、 吉川市及び三郷市の区域(ただし、 平成十八年埼玉県告示第千八百三

十四号で告示したみさと公園鳥獣保護区を除く。) (面積七千九百六十九・一ヘク

タール

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

充足

埼玉県告示第千三百五十七号

五条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 第三十

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

庄和特定猟具使用禁止区域(銃

二区域

ıΣ́ 同境界が北東に屈曲する頂点に至り、 北葛飾郡松伏 点に至る線で囲まれた区域。 の 頂点に至り、 春日部市と北葛飾郡松伏町と千葉県野田市の の 境界に至り、 境界を起点とし、 春日部市西親野井地内にお 同地点から同境界に沿って北西に進み、 同地点から同河川に沿って北西に進み、 町 同地点から春日部市と北葛飾郡杉戸町の境界に沿っ の境界に沿って南西に進み、 同地点から春日部市と千葉県野田市の境界に沿っ (面積二千百八十六ヘクタール) ١١ ζ 春日部市と北葛飾郡杉戸町と千葉県野田市と 同地点から同境界に沿って北東に進み、起 同境界と一級河川中川との接点に至 境界に至り、 同河川から同境界が南西に屈曲する 春日部市と北葛飾郡杉戸町 同地点から春日部市と て北に進み、 て南に進み、

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

渡良瀬遊水池特定猟具使用禁止区域 (銃)

三区域

加須市における一級河川谷田川に架かる谷田川橋上流の一級河川谷田川右岸

ら一級河川谷田川右岸堤防の間の区域(面積四十三へクター ル

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

# 埼玉県告示第千三百五十九号

五 一条第一 鳥獣 の 保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化 次の に とお 関 IJ する法律 特定猟具  $\overline{\phantom{a}}$ 使用 平 成 禁止 十四年法律第 区域を指定する。 八 + 八号)

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

### 一名称

**菖蒲特定猟具使用禁止区域 ( 銃** 

### 二区域

境界に 交点に 至 線 ıΣ 地点 蒲八百二十三号線との 百十三号線と 妻橋に至り、 + 点 久喜市道菖蒲千四百九十一号線との 道菖蒲千四百 に 南 至り、 東に を起点 に沿 て つ に 進 IJ ح 備前 七号線との接点に ۲ 久喜市 道菖蒲五号線との接点に至り、 進み、 み 同地 西 て ത の から同境 )接点 接点に 進 っ 南 至り、 堀川 至 に の 同 )接点 点か 進 地点 ıΣ 同地 み 菖蒲 て 西 久喜市道菖蒲二十九号線との交点に至り、 لح み、 に 南 に 久 喜 ح (に至り、 がら同 西 進 至 至 点 ら同境界 八十九号線との交点に至り、 の接点に 同 の接点に至り 同地点から同境界に 界 同 町 同地点から同河 <u>ו</u>ֿ |境界に に進 み ij から 同地点 橋 に沿って北 菖 久喜市道菖蒲千七 市道菖蒲千四百五十 蒲 から同河 同地点 至り、 み 同 境界に沿っ 同地点から同境界に沿って北東に 地 久喜市道菖蒲四号線と 同地点 たに沿っ :沿っ 至り、 から 接点に至り、 境界に沿って北東に進み、 内 久喜市道 に がら同 同地点 加須市 て北東に進み、 Ш 東に進み、 お て 北 同地 同 地 から同市道に沿って南西に Ш に沿って南東に進み、 ١J II. て ζ に沿って北 百八 菖 点 市 同 沿って南東に 南 点 から同境界に沿って北 東に進み、 غ **|蒲千四** 接点に 道に沿っ 同地点 八号線との接点に至り、 地点から同市道に 東に進み、 から同市道に沿っ から同河川 の境界に沿 久喜市道菖蒲三号線と加 久喜市道菖蒲千百五十四号線と 十二号線と 百二十七号線と 至り、 同地点 から同市道に沿っ 県道 の 東に進み、久喜市道菖蒲千 交点 て 久喜市道菖蒲千百四十五号線の接点 南西に 進 加 っ を同境界に沿っ 級河 に至 み て 北 の 同地点から同 から同市道 国道百二十二号線バ 須 )接点 同地点から同市 久喜市道菖蒲千二百七十一 ij 菖蒲 東に進 川備 進み、 進み、 沿って南西に進み、 て南西に 久喜市道菖蒲千 進 西、 に み 前堀川 至り、 線と の接点に至り 同 同地点 北東に て南西に 久喜市道菖蒲千百二 地 北 中 か 須市 に 沿っ 進み、 久喜市 て 南 点 市道に沿っ の から 曽根 交点 同 及 同 ح 東に 地 から同市道 道に沿っ て南東に び 進 境 の 北中曽 との 点 同 進み、 道菖蒲千五 み 1 の 接 に至 界 境 界 久喜市道菖 七百八十一 八百二十 進み、 パスと 市 に か — 級 て南西 ら同 久喜市 境界 点 ıΣ 同地 道 لح に て 進み、 久喜 に つ の の 河 至 同

境界に 沿 至り、 を西に 至 沿って北 二十三号線を東に延長 み 千七百二十二号線と 河 1) か 同 同 ح 点 て 市 み か み 二十号線と ら延長 .地点 に至り、 北に 喜 つ に 道 地点 ij の 道に に 道菖蒲千七百四十 ۲ 線 川 至り 地点 星川 進み、 見沼 交点 久喜市 同 て 菖 同 同 !沿っ 久喜市 境 み、 から同 進 進み、 沿って北 交点 道 道 南 蒲二千二百十五号線 同地 市 地 か の か | 菖蒲 界に 東、 5 ات 代 交点 した 道 の に に 6 点 同 点 進み、 て 点 同 接 至 同 久喜市道菖蒲二千百八十二号線との接点に 道菖蒲二千百八十九号線との接点に至り、 用 の に 至 地 同 に 久喜市道菖蒲二千二百十四号線との接点に 根 か か 南西に |境界に ij 主要地 水路に 接点に ij 直線 市道 南 か 至 に 沿っ 沿 境界に沿っ 点 道菖蒲二千百七十二号線との接点 点 二千百十 5 地点から同 久喜市道菖蒲二千百七十五号線と ij 東に 至り、 同 つ 東 ら同境界に沿って か 同 て 5 て 至 同 境 に 久喜市道菖蒲二千百八十六号線との 同 ۲ に 蒲 境 !進み、 !沿っ ij 方道川 進み、 至り、 北 進 地 至 八 地 の 沿 南 同 界 の 同 線 界に沿っ · 号線 み . 号線 接点 地点 同地 交点 東に ıΣ っ 点 し 点から同河 市 東に に ح 道に 同 市道に沿っ た て 沿 て南西に て同県道 から同市 0 の接点 同地点 同地点 進み、 久喜市 越・ との から同 南西に ع 地 点 に 進 接点 っ 久喜市道菖蒲十四号線との 附廻堀悪水路に 線との交点に至り、 に至り、 至り、 沿っ から同 点 か の τ て 栗橋 交点 接 か 北 に 北 南東に !進み、 ら同 市 Ш 点 道菖蒲二千二百九号線と に を南東に 道 か か τ 進 西に 久喜市道菖蒲二千七百七十九号 久喜市道菖 至 東に進み、 に沿っ ら同水 ]地方道 至り、 に至り、 同地点 に沿っ 同地点 南東に み て北東に 線を直進し、 ら同市道に沿っ 道に沿っ に IJ 至 市道 進 進み、 ij 久喜市道菖蒲二千二百十七号線 久 み 同 至り、 進み、 に沿っ て西に 存市 同地点 路に沿っ から同 進 を北西に進 て北西に進み、 から同市道 地 進み、 同地 み 蒲千 τ 同 さら 県 点 同地点 南東に 地 同境界に沿っ の に 道 道北 か 交点 至り、 て西に 進み、 久喜市 同地 市道に 菖蒲 久喜市道菖蒲五十二号線と 点 点 から同境界に沿っ 四百二十五号線と 同県道と同境界と に 5 久 喜 て て か から同市道 根・ 同 同 ら同 接点 至 に 接点 至り、 点から同水 同 南 南 進 千四百二十六 に から同市道に 境 境 西に進 ij 至り、 地点 沿っ 主要地 沿っ 東に み 進み、 菖 市道菖蒲二千二百六号線 同地点から同 道菖蒲千七 界に 界に |蒲線と 久喜市 加須市 に 境 の接点に至り に 同地点 て南西 至り、 から同 界 進 て 至 同 て南西に 久 沿っ 沿っ 同地点 IJ 地点 に沿 喜市 に か み 方道 南 久喜市道菖蒲七 西に · 境 沿 線 の 道菖蒲二千二百 路 て て 一市道に 沿っ 接点 界 から同 久喜市 久喜市 百六 っ ۲ か て に っ に 道菖蒲千七 2 号 同 の 同 の 北 北 て北 の 地点 南東及 進み、 接点 ۲ から 水路 沿 地点 て 進み、 ١١ 進み、 線 接点 ら同境界 西 東 た 接 の に て 北 の つ 十二号線 لح に ぶから 同 .市道 接点 て 沿 西 道 西に 道 西に 点に 同 に 同 ま か に 進 進 地 5 沿 っ ī 菖 び 至 の 交 水 至 み 至 IJ 進 点 南 に 交 つ に に 7 進

百九十七号線との接点に至り、 号線のとの接点に至り、 至り、 点 に進み、 み 久喜市道菖蒲二千百三号線との接点に至り、 同地点から同境界に沿って南東に進み、 同地点から同境界に沿って北東に進み、 同地点から同境界に沿っ (に至り、 線で囲まれた区域。 久喜市道菖蒲二千百二号線との接点に至り、 同地点から同境界に沿って、 さらに同境界に沿っ 同地点から同境界に沿って北東に進み、見沼代用水路との接点に至り、 (面積六百三十七・ て北西に進み、 同地点から同境界に沿って南東に進み、 て南西に進み、 同地点から同境界に沿って南東に進み、 南及び北東に進み、 久喜市道菖蒲二千七百三十九号線との接 久喜市道菖蒲千百五十八号線との接点に 同県道と加須市との境界との接点に至り、 ーヘクター 同地点から同境界に沿って北東に進 県道北根・菖蒲線との接点に至り、 同地点から同境界に沿って北西 ル 久喜市道菖蒲千百九十六 久喜市道菖蒲千 起点に至

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

# 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃哭

埼玉県告示第千三百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

鷲宮特定猟具使用禁止区域 (銃)

二区域

区域全域。 久喜市内において、 ただし、平成四年埼玉県告示第千四百五十号で告示した鷲宮神社鳥獣 旧鷲宮町 (昭和三十年一月一日以降の鷲宮町をいう。)の

保護区の区域を除いた区域。(面積千三百八十七・二ヘクタール)

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃哭

埼玉県告示第千三百六十一号

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

松伏特定猟具使用禁止区域(銃)

二区域

ル 告示した東部特定猟具使用禁止区域 (銃)を除く。) (面積千五百一・一ヘクター ぶし緑の丘公園鳥獣保護区及び平成二十二年埼玉県告示第千三百六十七号で 松伏町の区域 (ただし、 平成二十年埼玉県告示第千四百一号で告示したまつ

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃哭

# 埼玉県告示第千三百六十二号

五 一条第一 鳥獣 の 保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化に関 次の とお IJ する法律 特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十 八号)

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

### 一名称

騎西特定猟具使用禁止区域(銃

### 二区域

沿っ 道に沿っ 同 至り、 地 点 に沿っ 東に進み、 に進み、 ij 折 進 千四百九十一号線を経て 三千三十七号線を経て市道騎三千三十五号線との交点に 点 交点を起点と 八号線との交点に至り、 つ 同市道に て東に |百四十· に至り、 地点を右折 加須 に至り、 灰を右折 て南東に進 同市道に沿って北 同遊水池 市 て の 同市道に沿っ 同地点を右折 同市道に沿っ 同市道に ·六号線 進 て 南 沿って東に進み、 鴻茎 南東に進み、 市道騎二百二号線との交点に至り、 前 交点に至り Ų み、 堀大英寺落に至り、 同 市道騎三千三百五十二号線との交点に至り、 同地点を左折 に沿っ に進み、 地 地点を左折 い沿って み 内 の終点と 同市道に沿って南東に進み、 市道騎三千七百九十四号線に入り、 同地 同市道に沿って南西に進み、 に į て南西に進み、 市道騎三千三百五十八号線に入り、 てさらに進み、 て南に進み、市道騎三千百三十五号線との交点に至り、 お 市道騎三千三百四十五号線との 用排水路との交点に至り、 点 同 東に進み、 南東に進み、 い į から ζ Ų の交点に至り、 地点を左折 市道騎三千四百五十七号線との交点に至り、 同地点を右折し、 同主要地方道に沿って南西に 市道騎三千百二十一号線との交点に至り、 同国道 同市道に沿って北西に進み、 同市道に沿っ 国道百二十二号線と市道騎三千五百九十二号線と 同 落 市道騎三千三百四十七号線との交点に至 に沿っ の左岸に沿っ Ų 市道騎十七号線との交点に至り、 市道騎三千三百五十九号線に入り、 市道騎三千五百三十三号線との 同市 同 地点 同市道に沿って南東に進み、 て西に進み、 て北西に進 道に沿っ 主要地方道加須・ 同地点を左折し、 を左折 市道騎三千五百三十一号線との 同地点を左折し、 て更に さらに東に進み、 進み、 み、 て 交点に至り、 南西に進み、 同市道に沿っ さらに北に 南 同地点を右折 至り、 原東に進 市道騎三千五百四十四 市道騎千三号線 同市道に沿っ 市道騎三千四百八 鴻巣線との 同市道に沿って 同地点を右折 み 同排水 同 進 交点に至り て更に み 地点 Ų 遊水池に 市道騎三千 同地点を左 同地点を 同地点を右 市道騎三千 同市 て 市 追騎三 ※を左折 交点 市道 IJ 同市 路 との 南 に 同市 道 交 道 東 至

で囲ま 交点に 五 号線と 六号線 に至り、 百七十六号線 至り、 れ の に た区域 交点 同地 λ ίĵ に至り、 同地点を右折 点を左折 同市 の北 東端に 道 に沿 ŕ 同 地 点を Ų 同 っ 向 て南 市 か 左折 道に っ 同 市道に 西 て 沿っ [に進 Ų 南 に 沿っ τ み 進 同 市 南 み 東に て 市 道 に沿っ 西に進み、 道騎三千五百七十七号線と 同落を越え 進み、 て 市 南 に 市道騎三千 道騎百二十 て市道騎三千五 進 か 起 五百九 点に 四号線と 百七十 |至る の交点 + = 線

沿っ 地 境 界 て西に 千百十二号線と ۲ と同 六十五号線と 線との交点を起点と 三百二十五 同 同 点 て 西 地 地 から同市 同 南西 加須市  $\wedge$ に至り、 .市戸 て 北 進 市 ^ 点 か 点 に :沿っ 芦 進 進 か  $\wedge$ か 5 か , 室 の , 室 と 5 西 進み、 み み 中ノ目地 同 5 同 境 同 同 同 中 て ^ 同 六 市道 |境界に 北西 進 界 市 地 ノ目と 境界に沿って南西 市道騎千五百七十二号線と 市道騎千五百七十五号線 の接点に至り の接点に至り 市 の交点 み 市道 ^ Ī 中 点から同市中 道 沿っ 内に ク に اتا に沿っ !沿っ 沿っ タ 目と同市中 同市戸室の 騎千五百七十六号線と Ų 同 進 市中 に至 お て て北東に て 北 ル 同 しし 南東に進 て ij ζ 同市中 地 ノ目と同 南 同地点 同地 点から同 へ進 東 [へ進み、 主要地 ·種 足 同 目と同市戸 境界に沿っ に み 点 進 み、 地点から 進 がら同 み 市上種足の境界の の境界との から同市道 目と同市上種足及び鴻巣市と み、 同市中 ع 地 方道 市道騎千五百 の 市道騎百十四号線との交点 の 方道に沿っ 市道騎千 起 同市 の交点 室 τ 交点 交点 市中 加 点 の 南 須 ノ目と同市下 交点に 境界に に至り、 に沿っ 中 に に  $\land$ 至る 進み、 至り、 ノ目と 鴻巣 五百五十七号線と に至り、 目 の て 六十 て北西 沿 線 至 南 線 接点に至り、 同 県道加 ij 同 市戸 西 つ 同 ۲ で -四号線 同地点から て 南 同地点 地点 市 市 囲 崎 ^ 同地点 戸室の , 室 と との に進 進 道 ま 須 へ進み、 から み 騎千 れ لح から 境 界 の み た の ഗ (に至り、 )境界に 同地点から から同境界 境界に沿っ 鴻巣線と 同 同 市 五百五十 の 区域。 交点に 境界に至 交点 に至 同市 市道 市道 同市 道騎千五 市 道 沿 に 中 に に 中 至 至り 沿 t の つ 面 同 ıΣ 積 同 地 目 つ 交 つ て 目

### 三 存続期間

平成二十四年十 一月 一日から平 成二十八年十月三十 日 ま で

# 四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百六十三号

五 条第一 鳥獣 の 保護及び狩猟 項の規定により、 の適正化に関 次の とお IJ する法律 特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十 八号)

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

小林特定猟具使用禁止区域(銃)

### 二区域

接点に 地 進み、 進 道 二千六百九十号線と 号線を直 に 同 Ш 点 5 て 点 直 み、 地点 至り 。 点 か 同市 沿っ 地点 っ の 南東に進み、 至り 点から同市道 南に 菖蒲二千二百五十三号線に沿っ から同河川 に至り、 線と久喜市道菖蒲二千二百五十三号線との交点を起点と 久喜 て 境界との 『道に沿っ て南西 ら同市 南西に !進み、 [蒲二千四百七十号線との交点 の 至 から同 市 か 久喜市道菖蒲二千百七十二号線との接点に至り、 久喜市道菖蒲二千百七十五号線との交点に至り、 進し、 )接点 同地点 ij 菖蒲 ら同用水路に沿って南に 同地 同地点から同市道に沿っ の 交点に に沿っ 進 点 道 に 久喜市道菖蒲二千百八十六号線との接点に 接点に至り、 水路を東に進み、 に至り、 同地点から同市道に 町 久喜市 ぶから 同 に沿っ に沿っ て南に 進み、 み 小 久喜市菖蒲町柴山枝郷と南埼玉郡白岡町大字柴山の から同境界に沿っ 林 の交点に至り、 至 て西に進み、 地 さらに同境界に沿っ ij 同地点 て 東 進み、 久喜市道菖蒲二千百八十二号線との接点に至 道菖蒲千七百四十五号線の 用水路を北 て南に進み、 内 に 同地点 に進み、 同地点 お 久喜市道菖蒲二千百八十九号線との接 から同市道に沿って南東に進み、 ١١ 主要地方道 ζ 進み、 か から同境界に沿って南に進み、 久喜市菖蒲町柴山枝郷と南埼玉郡白岡町 沿って南東に進み、 東に進み、 て南東に進み、 て南西に進み、 て北東に進み、 ら同市 に至り 同地点 同市道を延長した線と見沼代用 久喜市道菖蒲二十三号線と 久喜市道菖蒲二千七百四十七号線を延 て北西に進み、 \_ 川越・ 道に沿っ から同市道 級河川隼 久喜市道菖蒲千七百四十 同 地点: 接点に至り、 栗橋線を直進し、 久喜市道菖蒲五十二号線 見沼代用水路との交点に至り 附廻堀悪水路と か τ 人堀川との交点に至り、 5 南 久喜市道菖蒲千七百五十 沿っ 至り、 西に 同 同地点から同水路を南に 久喜市道菖蒲二千六百 同地点から同水路に沿 市道に沿っ 進み、 て北西に の交点 同地点 同地 久喜市道菖蒲十一 同地点から同市 さらに同境界 の交点に至 久喜市 境界と <u>ו</u> 水路との 点 同水路を東に 点 て 北 進み、 八号線 に至り、 から から に至り、 同地 7大字柴 )同市道 東に進 道菖蒲 の 長 同 交 ij 九 つ 同

に沿っ み 道川 至り、 て西に て 道菖蒲二千三百四十八号線との接点に至り、 道菖蒲十四号線との接点に至り、 県道笠原・ 西に進み、 久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、 千四百九号線との接点に至り、 二号線との接点に至り、 地点から同自動車道に沿っ に の接点に至り、 み 至る線で囲 北 5 東に 久喜市道菖蒲二千七百四十七号線との接点に至り、 同市道に沿って北西に 越・ 久喜市道菖蒲二千七百四十八号線との交点に至り、 進み、 て北東に進み、 同地点から同市道に沿って 進み、 栗橋線との接点に至り、 菖蒲線と 久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との ま 首都圏中央連絡自動 れた区域。 同地点から同市道に沿っ 級河川野通川を越え、 の接点に至り、 久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に至り、 同地点から同市道に沿って北西に進み、 (面積四百二十一・五ヘクター て東に 進 み、 同地点から同市道に沿って北西に進み、 進み、 車道 同 北西に進み、 久喜市道 同地点から同主要地方道に沿って南西に進み、 地点から同市道に沿って北東に進み、 同地点から同県道に沿っ  $\overline{\phantom{a}}$ 都市計 久喜市道菖蒲二千二百五十三号線の起点 て北西に進み、 久喜市道菖蒲二千三百四号線との 菖蒲二千三百四十九号線を経 同地点から同市道に沿って北西に進 久喜市道菖蒲二千四百十七号線と 画決定路 接点に至り、 同地点から同市道に沿って北 久喜市道菖蒲二千四百十 線) 同地点から同市道に沿 同地点から同市道 と の て西に進み、 同地点から同市道 交点 久喜市道菖蒲二 に至 主要地方 由 久喜市 久喜市 交点 ij 同地 て つ

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

# 四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入間東部特定猟具使用禁止区域 (銃)

区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百六十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

入間北部特定猟具使用禁止区域 (銃)

区 域

平成十四年埼玉県告示第千九百六十四号で告示した区域

 $\equiv$ 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

匹 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

深谷特定猟具使用禁止区域(銃)

区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百六十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

岡部特定猟具使用禁止区域 (銃)

区 域

 $\equiv$ 

平成二十年埼玉県告示第千四百十四号で告示した区域

存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

兀 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

櫛挽特定猟具使用禁止区域(銃)

三区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

美里南部特定猟具使用禁止区域 (銃)

二 区 域

平成十四年埼玉県告示第千九百六十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

市野川特定猟具使用禁止区域(銃)

二区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

加須特定猟具使用禁止区域(銃)

平成一

区 域

平成二十二年埼玉県告示第二千二百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

玉川東部特定猟具使用禁止区域 (銃)

区 域

平成十五年埼玉県告示第二千百三十七号で告示した区域

 $\equiv$ 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

匹 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百七十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

秩父北特定猟具使用禁止区域 (銃)

区 域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十号で告示した区域

 $\equiv$ 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

匹 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百七十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

豊里運動公園特定猟具使用禁止区域 (銃)

三区域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百七十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十

五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

北川辺特定猟具使用禁止区域 (銃)

ī J

区 域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

埼玉県告示第千三百七十六号

十五条第一項の規定により、 鳥獣 の保護及び狩猟の適正化に関する法律 のとおり指定猟法禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十 八号)

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

荒川指定猟法禁止区域

二区域

う。 境界に沿って南に進み、 北 と比企郡吉見町との境界に沿って北西に進み、 上町との 界を結ぶ管理用道路を南東に進み、 道に沿っ 同地点から同管理用道路を北東に進み、 道吹千五十八号線との交点に至り、 同市道との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、 結ぶ管理用道路との交点に至り、 と(旧) 東に進み、 (旧) 以下同じ。) 境界との交点に至り、 て南東に進み、 鴻巣市 北足立郡吹上町(平成十七年十月一日の合併以前 同市道と鴻巣市道吹千九十三号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、 (平成十七年十月一日の合併以前の鴻巣市をいう。 と比企郡吉見町の境界との交点を起点とし、 同市道の終点と(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹上町との境 起点に至る線で囲まれ 同地点から(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹上町との 同地点から同管理用道路に沿って北東に進み、 同地点から鴻巣市道吹千五十八号線に沿って 同管理用道路と(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹 同市道との交点に至り、 鴻巣市道吹千五十五号線と荒川 た区域。 の北足立郡吹上町をい 同地点から鴻巣市 同地点から同市 同市道と鴻巣市 以下 同じ。 を

りとする。 荒川指定猟法禁止区域 (千八百八十八 ヘクター のうち、 ル 鴻巣市を除く区域につ い ては、 従前 の とお

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

埼玉県告示第千三百七十七号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上田 清司

## | 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パー クタウンショッ ピングデパート

埼玉県越谷市千間台西三丁目二番十二号外

口 変更の概要

大規模小売店舗に おい て 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社マイカル 代表取締役 岡田元也

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号 外 計十四者

変更後) イオンリテー ル株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十四者

## 八 変更年月日

平成十七年四月一日外

二 届出年月日

平成二十四年九月二十七日

### 二縦覧期間

平成二十四年十月九日から平成二十五年二月十二日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十月九日から平成二十五年二月十二日まで

## 口 意見書提出先

埼玉県告示第千三百七十八号

で、 ಠ್ಠ 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示す

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

作業種別

基本測量(高精度三次元測量、 河川事業に伴う水準測量)

平成二十四年十一月一日から平成二十五年二月二十八日まで

作業期間

 $\equiv$ 作業地域

さいたま市、 蕨市、 戸田市 (高精度三次元測量)

加須市、 久喜市、 幸手市 (河川事業に伴う水準測量)

埼玉県告示第千三百七十九号

測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量計画機関の長である埼玉県春日部農林振興センター 所長から次のとおり公共 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)

第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

作業種類

公共測量(確定測量、 土地改良事業(ほ場整備)江ヶ崎・実ヶ谷地区)

 $\equiv$ 作業地域

蓮田市大字江ヶ崎地内ほか

四 作業期間

平成二十四年七月三日から平成二十五年二月二十八日まで

埼玉県告示第千三百八十号

り公示する。 年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四 測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長石渡廣

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

公共測量 (

作業種類

作業地域

四級基準点測量)

Ξ

四 作業期間 さいたま市南区別所七丁目

平成二十四年九月十日から平成二十五年三月二十五日まで

埼玉県告示第千三百八十一号

て準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条におい 測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から次のとおり公共測量を実施する旨

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

本庄市

作業種類

公共測量 (都市計画図作成)

 $\equiv$ 作業地域

本庄市全域

兀 作業期間

平成二十四年八月三日から平成二十五年三月二十九日まで

埼玉県告示第千三百八十二号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十四年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇〇八 十一 一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市入間川字沢久保九百六十一番一 外四十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 三千二十七・〇立方メートル

浸透効果量 〇・二五九立方メートル毎秒

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十四年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十四年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小板橋 剛

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 二百五十四号

三 道路の区域

新	IΒ	旧新別
一十六七番二地先まで  本庄市児玉町児玉字思池一七六七番二地先まで		区間
一四・八〇	- 六・五〇	敷地の幅員
七七・四〇		(メートル) 長
		備考

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決埼玉県病院事業告示第三十八号

平成二十四年十月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量 高速 X 線 C T 装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当 埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日平成 24 年 10 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社栗原医療器械店さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6丁目3番地の3
- 5 落札金額 256,935,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成24年8月21日

## 埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年十月九日

埼 玉県教育委員会委員長 齊之平

日時

平成二十四年十月十六日 午前十時

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

議題

口

埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

その他